

施策3-2-1 安心して暮らせるための社会保障制度の充実

担当課 保険年金課

施策が実現できたときの状態

- ・国民健康保険制度は、国民皆保険の根幹をなす医療保険制度で、被保険者は保険税を納付することにより、疾病、負傷、出産、死亡の保険事故の際に保険給付を受けることができます。誰でもどこでもいつでも保険医療が受けられ、経済的負担は軽減されますので、安心して暮らすことができます。また、40歳以上75歳未満の被保険者に実施される特定健康診査・特定保健指導は、糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康で質の高い生活を享受することができ、医療費の適正化も図られます。若年者健康診査は、生涯にわたる健康づくり及び若者定住の支援につながります。
- ・国民年金制度は、老後、障がい、死亡等の際に必要な給付を受けることができる公的年金制度で、20歳以上60歳未満の国民が保険料を納付することにより、生涯を通じて経済的に安定した生活を送ることができます。また、保険料の納付義務、保険料免除・納付猶予・学生納付特例制度の啓発活動を行うことは、無年金者の発生を防止することになります。
- ・後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者（及び一定の障がいがある65歳以上の方）が保険料を納付することにより、疾病、負傷、死亡の保険事故の際に保険給付を受けることができます。誰でもどこでもいつでも保険医療が受けられ、経済的負担は軽減されますので、安心して暮らすことができます。
- ・乳幼児・ひとり親家庭・妊産婦・重度心身障がい者・養育医療費給付事業は、制度に基づき適切に医療費を助成することで、該当家庭の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けやすい環境を整えますので、安心して暮らすことができます。

平成26年度の重点課題

- ・国民健康保険制度においては、特定健康診査・特定保健指導事業が第二期計画期間に入りましたが、健診受診率及び保健指導実施率の目標値の達成には至っていませんので、被保険者の意識を高め、関係機関等との連携を図りながら、被保険者の健康づくりに努め、医療費適正化を目指します。

施策の達成（実現）に向けた今後3カ年の取り組みと方針

- ・国民健康保険制度については、特定健康診査及び保健指導、若年者健康診査により健康づくりを進めることで、医療費の適正化対策に取り組み、被保険者の経済的負担の軽減に努めます。また、制度改正に対しては適切に対応します。
- ・国民年金制度については、改正が毎年のように行われることから、制度の普及、啓発に重点において取り組み、無年金者の発生防止に努めます。
- ・後期高齢者医療制度については、きめ細かい対応により、保険料の未納者の減少を図っていきます。また、制度改正に対しては適切に対応します。
- ・乳幼児・ひとり親家庭・妊産婦・重度心身障がい者・養育医療費給付事業については、制度の適正な運営により、当該家庭の経済的負担の軽減し、必要な医療が受けられる環境を整えます。

施策目標値の達成状況

